

平成13年 臨時第1回

新得町議会会議録

開 会 平成13年4月17日

閉 会 平成13年4月17日

新得町議会

第 1 回臨時議会会議録目次

第 1 日 (1 3 . 4 . 1 7)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
日 程 第 1 会議録署名議員の指名	3
日 程 第 2 会期の決定	3
諸般の報告(第 1 号)	3
町長行政報告	3
日 程 第 3 報告第 3 号 専決処分の報告について	4
日 程 第 4 報告第 4 号 専決処分の報告について	5
日 程 第 5 議案第 2 6 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について.....	5
日 程 第 6 議案第 2 7 号 物品の無償貸付について	6
日 程 第 7 議案第 2 8 号 高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の 制定について	9
日 程 第 8 議案第 2 9 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について	1 0
日 程 第 9 議案第 3 0 号 平成 1 3 年度新得町一般会計補正予算.....	1 1
閉会の宣告	1 2

平成13年第1回新得町議会臨時会

平成13年4月17日(火曜日)午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告
		町長行政報告
3	報告第3号	専決処分の報告について
4	報告第4号	専決処分の報告について
5	議案第26号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第27号	物品の無償貸付について
7	議案第28号	高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第29号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第30号	平成13年度新得町一般会計補正予算

会議に付した事件

- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 諸般の報告
- 町長行政報告
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 議案第26号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 物品の無償貸付について
- 議案第28号 高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 平成13年度新得町一般会計補正予算

出席議員（17人）

1 番	川 見 久 雄	議員	2 番	藤 井 友 幸	議員
3 番	吉 川 幸 一	議員	4 番	千 葉 正 博	議員
5 番	宗 像 一	議員	6 番	松 本 諫 男	議員
7 番	菊 地 康 雄	議員	8 番	齋 藤 芳 幸	議員
9 番	廣 山 麗 子	議員	10 番	金 澤 学	議員
11 番	石 本 洋	議員	12 番	古 川 盛	議員
13 番	松 尾 為 男	議員	15 番	黒 澤 誠	議員
16 番	高 橋 欽 造	議員	17 番	武 田 武 孝	議員
18 番	湯 浅 亮	議員			

欠席議員（1人）

14 番 渡 邊 雅 文 議員

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長	小 笠 原 一 水
監 査 委 員	吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴 木 政 輝
収 入 役	清 水 輝 男
総 務 課 長	畑 中 栄 和
企 画 調 整 課 長	長 尾 正
税 務 課 長	秋 山 秀 敏
住 民 生 活 課 長	高 橋 昭 吾
保 健 福 祉 課 長	浜 田 正 利
老 人 ホ ー ム 所 長	長 尾 直 昭
庶 務 係 長	鈴 木 貞 行
財 政 係 長	佐 藤 博 行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	阿 部 靖 博
学 校 教 育 課 長	加 藤 健 治

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 々 木 裕 二
書 記	桑 野 恒 雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員は14番、渡邊雅文議員であります。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成13年臨時第1回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、16番、高橋欽造議員、17番、武田武孝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますのでご了承願います。

行政報告

◎湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 3月5日、定例第1回町議会以後の行政報告を行います。

1ページ後段であります。北海道森林管理局帯広分局から業務管理官ほか来庁されまして、旧新得営林署の取り扱いの問題であります。十勝西部森林管理署新得事務所を平成13年8月1日をもって廃止をする旨の通告がございました。

今後の体制といたしましては、町内に5か所あります森林事務所に、森林官1名と基幹職員を配置をしたいと、また、中心的な森林事務所に主席森林官を配置し、地域の窓口的要素を持たせていきたいという報告がございました。

2ページにまいりまして、これも後段のほうであります。3月21日は旧新得診療

所再開にかかわります医療機器の物品購入の入札を行いまして落札をいたしております。

3ページにまいりまして、3月23日は第5期生のレディースファームスクールの修了式が行われました。12名が修了いたしました、このうち8名が町内で担い手の立場として就農されております。

中ほどであります、3月26日には町道本通道路改良工事、以下2件の入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

4ページにまいりまして、中ほどであります、3月30日には清水赤十字病院の透析センターの落成式が行われました。8ベッドの透析が4月2日から開始をされております。

3月31日には有限会社、友夢牧場の落成記念祝賀会が行われました。これは上佐幌地域で新規就農1戸を含む5戸の酪農家によりまして、2年後に600頭の搾乳を目標といたしまして、大規模酪農法人がスタートいたしました。この目標が達成されますと、全道で第3位の乳量の出荷が行われる見込みであります。

また4月1日は、浄化センター維持管理業務委託事業、以下2件の入札を行いまして落札をいたしております。

5ページにまいりまして、4月2日はサホロマネージメントの加森代表取締役があいさつに来庁されております。

同じ日であります、日本道路公団帯広工事事務所の山本所長ほか来庁されまして、高速道路の用地の協議状況についての説明がございました。北海道森林管理局帯広分局いわゆる国有林との用地の協議が完了したと、もう一つは、北海道立畜産試験場のいわゆる道有林との協議をこれから進めるといふ旨の報告がございました。

4月5日には前田クリニックの前田院長と、旧新得診療所再開のために着任されました斉藤医師が、それぞれあいさつに来庁されております。

旧新得診療所につきましては、現在内部改修を進めておりまして、工事が完了しだい5月5日に開院の予定、そして6月1日から入院を開始すると伺っております。また、病院の名称につきましては、サホロクリニックと伺っているところであります。

4月6日には、レディースファームスクールの第6期生が入校をいたしまして、酪農関係が9名、畑作が4名、合わせて13名が入校いたしました。

6ページにまいりまして、4月6日は4月1日付の道教委の人事異動によりまして、町内小中学校の教職員の辞令交付式が行われております。今回の異動では校長が4人、教頭が4人、一般教諭が7人、合わせて15名が新しく着任をいたしました。

さきほどの旧新得診療所の再開につきまして、外来の開始をですね5月5日と申し上げたようですが、5月15日の誤りでありますので、訂正をお願いいたします。

4月9日には新得高等学校の入学式が行われまして、66名が入学されました。

同じ日であります、クラブメッドのマイク総支配人が来庁いたしまして、4月7日で終了いたしました冬の村の終了あいさつにこられております。

以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 報告第3号 専決処分 of 報告について

◎湯浅亮議長 日程第3、報告第3号として、地方自治法第180条第1項の規定に基

づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、この報告第3号については、これをもって終結いたします。

日程第4 報告第4号 専決処分の報告について

◎湯浅亮議長 日程第4、報告第4号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、この報告第4号については、これをもって終結いたします。

日程第5 議案第26号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第26号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[秋山秀敏税務課長 登壇]

◎秋山秀敏税務課長 議案第26号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

4枚めくっていただきたいと思います。

右のページの提案理由でございますが、平成13年3月30日地方税法の一部が改正され、これに伴い本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

5の第63条の3の改正につきましては、災害により分譲マンションのような区分所有家屋が滅失した場合に、その土地にかかる固定資産税及び土地区画整備事業などによる仮換地にかかる固定資産税のあん分の申し出をする場合に、その提出書類の記載内容を規定するものであります。

次のページにまいりまして、6の第74条の2の追加につきましては、住宅用地として固定資産税の6分の1課税、または3分の1課税の特例を受けていた土地が、平成12年の1月2日以後に発生した天災などにより家屋が滅失倒壊し、住宅用地の課税の特例が受けられなくなった場合に、天災などの発生後2年間分に限り、当該土地を住宅用地と見なして課税の特例を適用する場合に、土地所有者が提出する申告書の内容を規定するものであります。

8の附則第7条第2項の削除につきましては、配当控除の対象外としておりました、特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配にかかる配当所得について、対象外とする条項を削除しまして、平成13年度から配当控除の対象とするものであります。

9の附則第10条の2の改正につきましては、知事の認定を受けました特定優良賃貸住宅の、固定資産税の減額を受けるために提出する書類の追加、及び高齢者世帯向け賃貸住宅供給促進制度に基づき、整備される賃貸住宅にかかる固定資産税の減額措置を受けようとする場合に、提出する申告書の内容を規定するものでございます。

次のページにまいりまして、13の附則第17条の改正につきましては、長期譲渡所得にかかる個人町民税については、譲渡益に対して一律4パーセントの税率を適用する課税の特例を設けておりますけれども、この特例が平成13年度で切れるため、平成16年度まで延長するものでございます。

それから14の附則第17条の2の改正につきましては、優良住宅地の造成などのために土地を譲渡した場合の、長期譲渡取得にかかる個人町民税につきましては、譲渡益が5,000万円までは税率を3.4パーセントにするなどの軽減税率を適用しておりますが、この特例を平成16年度まで延長するものであります。

17の附則第20条の2の追加につきましては、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの2年間に、商品先物取引を行った場合の所得については、他の所得と分離して、町民税は4パーセントの税率により課税するものであります。

今回の改正による税収への影響でございますけれども、本町ではほとんど影響ないものと考えております。

なお、この条例本文の説明はですね、省略をさせていただきたいと思っております。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[秋山秀敏税務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号 物品の無償貸付について

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第27号、物品の無償貸付についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。浜田保健福祉課長。

[浜田正利保健福祉課長 登壇]

◎浜田正利保健福祉課長 議案第27号、物品の無償貸付についてご説明を申し上げます。

1、物品の表示。右別表を御覧いただきたいと思っております。品名、いす、数量67脚、以下総数69品目325点からなっております。

ちょっと1枚めくっていただきまして、別表の2枚目にあります右上のほうに、品名の下に全身用X線CT装置、以下、下まで電子天びんがありますけれども、これがこの3月議会で議決をいただいたものであります。それ以外の品目につきましては、従前旧新得診療所で使っていた物品であります。

もとのページに戻りまして、2、貸し付けの目的。診療所経営のため。

3、貸し付けの期間。平成13年5月10日から平成18年3月31日まで。

4、貸し付けの相手方。清水町南1条4丁目、医療法人前田クリニック、理事長前田

憲志氏でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[浜田正利保健福祉課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 ちょっとお聞きしますけれども、この旧診療所ですね、いす以下細かいのがあるわけですが、これは備品というか消耗品的な物もあると思うわけですが、これは、残存価格でいきますとですね、どのくらいの金額になるものか分かりましたらお知らせをいただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 浜田保健福祉課長。

◎浜田正利保健福祉課長 お答えいたします。

旧新得診療所の分なんですけれども、今回載せてございますのは総品目で310点ありました。残存価格でいきますと、帳簿上は122万4千384円というところがあります。

◎湯浅亮議長 ほかに。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 藤井議員の質問と同じような感じになりますけれども、テレビ・冷蔵庫・テレビ等なんかはですね、何年前に買われた物で、果たしてこれが使えるものかどうか。

病院側でもってですね、今テレビ・冷蔵庫・洗濯機ですか。リサイクルするにも金が取られるわけですから、こんな物いらないうって言った品目がなかったのかどうか、それからまずお聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 浜田保健福祉課長。

◎浜田正利保健福祉課長 お答えいたします。

今回の品目につきましては、平成2年の段階で議決をいただいています当時の、新得診療所に貸し付けをした総数322点あったわけですが、その中の310点ということになるんですけれども、今、議員の言われたように内容、ものによってはですね使用できない物もあるということで、実際は予想をしております。

それでですね、今回議決をいただいた新しく入れた機械を含めてですね、内部改修が終わった段階で、改めて備品について双方で確認をしようというのが今の段取りになっておりまして、あくまでも今回は全部が使えるという前提で、今回提案をしておりますけれども、場合によっては議員が言われたような、使えない物も出てくる可能性はあるかなとは思っておりますけれども、その段階で返却をしていただくというのが今の予定になっております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 私はねこれはほとんど平成2年の物で、一般家庭だったら使える物と使えない物が半分以上あるのではないかと。そうすると、こういうふうに乗っけるよりは、使えない物を初めからどけておいてこうやって載つけたほうが、また、1回審議しないといけないんですよ。

私は思うには、やっぱり使える物と使えない物を、もう平成2年に貸した物ですから、半分はこれは使えない物があるのではないかな。

だからこれは、今回載っけるの全身用X線CT装置からのものは議決をしましたから載つけたにしても、物品は310点載っけちゃうと、なんだまた病院に310点ではな

いかっていうふうにして、使えなくなった物をどうやって審議するかっていうのが迷うと思うんです。

だから、いったん私は別表のこの表をですね下げて、やっぱりもう1回載せるべきではないかなって、私個人では思うんですけれどもいかがなものでしょう。

◎湯浅亮議長 浜田保健福祉課長。

◎浜田正利保健福祉課長 どれを選択するのかということになるのかもしれませんが、さきほど言ったようにですね、医療機器それから施設改修を含めてですね、基本的に今、早期の施設の再開というのが、この間話しの中でありました。

それで、議員の指摘されたとおりですね、物品の中には私も使えない物もあるかなと予想はしておりますけれども、態勢が整った段階で、使える物だけを新たにまた議会に提案するという事になったら、時間的な問題で非常に困難かなというのが判断としてありました。

そのうえでですね、今議会には従前台帳上残っている物については、すべて無償貸付という選択をしまして、その後ですね、さきほど言ったように使えない物があれば、前田クリニックのほうから返却をしていただくという、そういう流れで今回提案をしたわけです。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 関連する質問になりますけれども、今回無償貸し付けする物は旧新得診療所がオープンするときに比べての何割ぐらいになるものなのか。

それからもう1点はですね、例えばテレビなんかのように耐用年数が過ぎていて考えられる物で、もし返された物がありますよね。そのときにですね、同じ物をまた似たような物を買って貸し付けをするのか、あるいは返された物はそのまま、後は新しい診療所のほうで購入するべきものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 浜田保健福祉課長。

◎浜田正利保健福祉課長 先に返却の場合なんですけれども、新規の物については先般の3月の議会でもお話ししたとおり、備品については町は協力をしないということになっておりますので、今の質問にあったようなやつについては、町としてはあり得ないというふうに考えております。

それから、申し訳ございませんけれども、何割って言うのちょっと意味分からなかったんですけれども。

(「点数」の声あり)

平成2年のときの総数は、さきほど申した322点です。

(「それでは、そのままを貸し付けるといふ」の声あり)

そうです、そのうちの310点です。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第28号 高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の
制定について

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第28号、高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。加藤学校教育課長。

[加藤健治学校教育課長 登壇]

◎加藤健治学校教育課長 議案第28号、高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、次のページをお開きください。

提案理由であります。道立高校の授業料が平成13年度入学生から、300円引き上げの改定がなされたのに伴い、支給する奨学金を改正しようとするものであります。

内容といたしましては、奨学金の支給額を平成13年度入学生から、月額9千円を9千300円に300円引き上げ、これに伴いまして、入学した月の分も300円引き上げて、月額1万4千500円を月額1万4千800円とするものであります。

また、平成10年度以前の入学生につきましては、該当する対象者がいなくなりましたので、ただし書きの条文を整理して、平成12年度以前の入学生は月額9千円とするとともに、適用を平成13年4月1日とするものであります。

条文に戻りまして、条例の本文は説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用するものであります。以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[加藤健治学校教育課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 説明を受けてですね、12年度中奨学金を受け取っている人はいらっしゃるということですが、今現在この奨学金をですね支給しているというか、受け取る人は何人いらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 お答え申し上げます。

現在までの制度が始まったのが平成8年から始めてございまして、延べ人数で38名のかたに支給をしております。ちなみに13年度は13名の予定でございます。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 13年度13名ってということですが、この奨学金はやりっ放しだと思うんですけどね、制度として道立高校の授業料の値上げとともに、奨学金も平行していくんですけども、この13名っていうのは喜んでいいのか、喜ばないべきなのか、ちょっと審査が甘いのか甘くないのか、他町村と比べてどんなものなのかな。

これやりっ放しなわけですから、これによって高校に行ける家庭の子どももいらっしゃると思うから、むげにこれそのものをいい悪いって判断はしにくいんですけども、新得町の奨学金の受け取る資格審査っていいですか、他町村と比べてどんなもんなんですかね、ちょっと参考に教えてもらいたい。

◎湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 他町村でもすべての町村がやっているわけではございませんので一部だと思えます。私どもの審査に当たりましては、要件として学歴といいますが、学習の優秀な者というものと、それからスポーツ文化等の文化面での2本立てでございますが、審議に当たりましては入学資金の貸し付けにやってございますが、その審議会の席で審議をしていただいて、実施をしているということでございます。

学習関係でいきますと、ランクでEランクまでということでございますので、正確に数字は出ませんが、平均点で昔風に言いますか、3.5ぐらいかなと思ってございます。以上でございます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第28を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「挙手多数」

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第29号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第29号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[秋山秀敏税務課長 登壇]

◎秋山秀敏税務課長 議案第29号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきたいと思えます。

ページ中段の提案理由でございますが、平成13年3月30日地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容でございますが、町民税において商品先物取引にかかる雑所得等が、総合課税から申告分離課税となったため、国民健康保険税についても同様の取り扱いをするものでございます。

今回のこの改正は所得の算定方法を変更するもので、本町では保険税の額には特に増減はございません。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用するものでございます。条例本文の朗読は省略をさせていただきます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

[秋山秀敏税務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第30号 平成13年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第9、議案第30号、平成13年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第30号、平成13年度新得町一般会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,450万円を追加し、予算の総額を75億2,262万6千円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

6ページ歳出をお開き願います。

4款、衛生費の予防費では旧新得診療所医師住宅増改築の費用を計上しております。今回診療所の再開のため、招へい医師の住宅として既設の医師住宅を使用いたしますが、建築から10年余りを経過しており、内部改修や家族構成などで居室の増築等を行う必要が生じました。なお、この住宅は有償貸付としており、入居時期のこともございますので、6月定例町議会で歳入の補正をさせていただきます。

前のページ歳入に戻りまして、今回の補正の財源調整として財政調整基金繰入金を増額をしております。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正として、旧新得診療所再開のため医療法人前田クリニックが株式会社北洋銀行から借り入れた債務の損失補償を追加として計上をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成13年臨時第1回新得町議会を閉会いたします。

(宣 告 10時38分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員